

提出書類一覧

該当する家計急変の事由欄に、○印と*数字のある書類を提出してください。

提出する書類	書類の名称	家計急変の理由						所得半減
		解雇・退職	倒産・廃業	死亡	離婚	その他		
	① 家計急変状況票 <別紙2>	○	○	○	○	○	○	
	② 現在の世帯全員の記載がある住民票 (続柄が記載されているもの)	○	○	○	○	○	○	
	③ 雇用保険受給資格者証 (写)	*1						
	④ 離職票-2 (写)	*1						
	⑤ 離職日と離職理由を証明する書類 (自己都合退職の場合は、離職理由の証明は不要です。)	*1						
	⑥ 倒産または廃業したことを証明する書類 <例: 廃業届 (写)>		○					
	⑦ 住民票の除票			*2				
	⑧ 死亡した日を証明する書類 (死亡届・死亡診断書 等)			*2				
	⑨ 戸籍抄本 (離婚日が記載されているもの)				*3			
	⑩ 離婚届受理証明書				*3			
	⑪ 市民税・県民税非課税証明書	*4	*4	*4	*4	*4		
	⑫ 市民税・県民税課税証明書 (扶養控除の欄が記載されているもの)	*4	*4	*4	*4	*4	*4	
	⑬ 市民税・県民税特別徴収税額の通知書 (写)	*4	*4	*4	*4	*4	*4	
	⑭ 現年分 (令和4年分) の「確定申告書」の写し ※税務署収受印のあるものの写し						*5	
	⑮ 収入が給与収入のみの場合は全ての令和4年分「源泉徴収票」の写し ※年末調整がされているものの写し						*5	
	⑯ 新型コロナウイルス感染症の影響による所得減少を証明する書類 (任意様式・理由書など)						○	

- *1~*5= 同じ印の書類の中からいずれか1つを提出してください。
- *4については、現在、園児と同じ世帯にいる大人の人全員の分を提出してください。
ただし、他の人の⑪~⑬の書類により他の人に扶養されていることが分かる人については、書類の提出は不要です。
- 現在、園児と同じ世帯の中に住民税の所得割額を課税されている人がいる場合は、急変前の主たる家計支持者についても⑪~⑬のうちいずれかの書類を提出してください。
- 所得半減世帯については、現年 (令和4年1月~令和4年12月) の所得を確認する必要があるため、⑭または⑮のいずれかの書類を提出してください。
- 住民票や戸籍抄本等の書類については、家計急変が発生した日以降かつ資格照会を行う日から概ね6カ月以内に発行されたものを御提出ください。